

下呂市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成30年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

平成31年2月27日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

平成30年度 定期監査結果 指摘事項に伴う措置状況

1 小中学校における教職員の安全衛生管理体制について		担当課： 教育部 学校教育課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>下呂市教育委員会安全衛生管理規程（平成16年3月1日教育委員会訓令第2号）は、労働安全衛生法に基づいて制定されていますが、小中学校全校において同規定に沿った取り組みは行われていませんでした。例えば、同法第12条の2で「事業者は、第11条第1項の事業場及び前条第1項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に第10条第1項各号の業務（略）を担当させなければならない。」と定められ、本市の場合は、厚生労働省令で定める規模により衛生推進者を選任しなければならないところ、選任されていません。</p> <p>担当課の説明では、教職員の衛生管理について、勤務時間が一定時間を超えた場合などにおいては、学校管理職や校長会、教育委員会が指導しているとのことでした。労働安全衛生法では、省令で定める規模によって労働安全衛生管理体制が異なることとなりますが、職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するという目的においては、規模によって大きな差異があつてはならないと考えます。ついては、学校における労働安全衛生管理の重要性を考慮し、安全衛生管理規程を実効性のあるものに見直したうえで、それに基づいた取り組みを積極的に行ってください。</p>	<p>（措置済、改善中、未措置）</p> <p>1 下呂市教育委員会安全衛生管理規程の改正 教職員の安全衛生管理について、市教育委員会として一体的な取り組みを行うため、新たに「総括安全衛生委員会」設置に係る事項を規定します。その運用は、下呂市学校保健会と同時開催し、教職員の働き方や健康の維持・増進、働きやすい環境づくり等について協議するほか、医師による助言も受けながら、取り組みを進めます。</p> <p>2 衛生推進者の選任と届け出の徹底 労働安全衛生法の規定に基づく衛生推進者について、各校校長が、確実に選任手続きを踏むことができるよう年度当初に市教育委員会に提出する「主任・主事等の届」の中に、衛生推進者記入欄を新たに設けます。</p> <p>各校においては、衛生推進者が中心となって労働安全衛生についての取組と管理を行います。市教育委員会（総括安全衛生管理者である教育長）は、年に2回の学校訪問において、取組状況や実態を把握、指導・助言します。</p>	

2 個性ある学校教育推進補助金について

担当課： 教育部 教育総務課、小中学校

監 査 意 見

措 置 状 況

個性ある学校教育推進補助金については、下呂市教育関係事業補助金交付要綱で、学校の特色ある教育活動に要する経費に対して市長が定める額を補助することとして、市補助金等交付規則により小中学校全校に交付されていますが、補助対象経費としているものの中で、運動会の経費、卒業証書の筆耕料、保健室医薬材料費、部活動遠征補助金の対象とならない部活動遠征経費など、当該補助金の趣旨にそぐわないと思われる支出が一部見受けられました。

平成10年9月に中央教育審議会が答申した「今後の地方教育行政の在り方について」の中では、「各学校の自主性・自律性の確立と自らの責任と判断による創意工夫を凝らした特色ある学校づくりの実現のためには、人事や予算、教育課程の編成に関する学校の裁量権限を拡大するなどの改革が必要である。(抜粋)」と述べられています。そして、その具体的改善方策のひとつとして、「個性や特色ある学校づくりを推進できるよう、地方公共団体において校長の裁量によって執行できる予算を措置するなどの工夫を講じること」が挙げられ、当該補助金は、これに基づいて創設されています。

このように当該補助金については、具体的改善方策で、校長の裁量によって執行できる予算とされていますが、個性や特色ある学校づくりを推進することが前提となっていることから、前述の、補助金の趣旨にそぐわないと思われる支出のうち学校運営に係る経費については、市が直接執行する予算で対応すべきと考えます。また、部活動遠征補助金は、市教育関係事業補助金交付要綱の中で、学校教育振興事業補助金として、個性ある学校教育推進補助金などと同列に規定されていることから、部活動遠征補助金の対象とならなかった経費を個性ある学校教育推進補助金で支出することは、補助金趣旨の拡大解釈と思われる。

交付要綱で定められた当該補助金の対象経費は、「学校の特色ある教

(措置済、改善中、未措置)

下呂市小中学校校長会及び学校事務官会議において、各学校の自主性・自律性の確立と、自らの責任と判断による創意工夫を凝らした特色ある学校づくりを目的とした補助金であること、及び補助金の目的に沿った適正な執行について、再確認しました。

今後は、補助金交付申請、実績報告における審査について、より厳格に行うことを徹底し、補助金の効果的な執行に努めます。

育活動に要する経費」と多義的ですが、限られた財源の中で、各学校の特色や独自性を生かし、自主性や自律性を十分に発揮できるよう、当該補助金が本来の趣旨や目的に沿って活用され、より一層の事業効果が上がるよう必要な措置を講じてください。

監 査 意 見

措 置 状 況

業務委託において、次のような事案がありました。

(1) みやだ子育て・保育ステーションバス運行業務委託

平成29年12月19日に債務負担行為が設定され、平成30年2月8日に指名競争入札が行われた。しかし、最低入札金額が予定価格に達しなかったため2回目の入札が行われたが不落となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（再度の入札に付し落札者がいないとき）を適用し、最低価格の入札者と不落随意契約が締結されている。なお、1回目の入札において指名業者7社のうち、3社が辞退し、その理由は2社が人員（乗務員）不足で、1社が自己都合としている。

（契約金額319万6,800円）

(2) 下呂ふるさと歴史記念館・縄文公園施設管理業務委託

平成30年3月27日に指名競争入札が行われたが、同月30日に落札者から人員の確保ができなかったことを理由に辞退届が提出された。（落札者は入札参加資格停止）このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号（落札者が契約を締結しないとき）を適用し、一者随意契約が締結されている。

（契約金額579万3,120円）

(3) 下呂市民会館施設管理・清掃業務委託

(2)と同様の経緯で、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号を適用し、一者随意契約が締結され、契約金額は当初落札金額を49万2,480円上回っている。

（契約金額399万1,680円）

(4) 学校校務員業務委託

平成27年1月に2社による指名競争入札を行って以来、受

（措置済、**改善中**、未措置）

(2) 下呂ふるさと歴史記念館・縄文公園施設管理業務委託

(4) 学校校務員業務委託

本件については、債務負担行為を設定したうえで、前年度の内に入札準備行為をし、事業を進めていく必要があります。平成31年度においては、債務負担行為を設定していないことから、これらの業務委託においては、平成32年度の業務委託から、平成31年度中に債務負担行為を設定したうえで、業務開始前の早い時期の入札を検討しています。

託業者側の雇用形態や実績を理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）を適用し、毎年度、当初の受託者と一者随意契約が締結されている。

（契約金額3,447万3,600円）

こうした事案において、(1)(2)及び(3)の場合、受託者において業務に当たる人員の確保が問題となっており、特にバス運転者の不足は全国的にも深刻化しています。また、(2)(3)の事案は、人員確保等に要する受託者の準備期間を考慮すると、明らかに入札執行時期が遅いと思われます。民間の労働力の確保は、全市的に大きな問題になっている現状から、業務を円滑に遂行するため、債務負担行為を設定した上で業務開始前の早い時期に入札を実施し、落札者を決定することができないか検討してください。

また、委託する業務内容によって、予算単年度主義の例外であることを認識したうえで、地方自治法施行令第167条の17に定められた「契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」という要件を満たした長期継続契約の締結についても検討してください。

(4)の事案は、一者随意契約により受託者を決定しているため、前述のような問題は軽減されます。しかしながら、競争原理が働かず、当該随意契約に価格の有利性よりも優先させる明確な理由や根拠があるのか疑問が残るところです。ついては、今後、より一層公正性や透明性、経済性を高めるために、債務負担行為を設定した上で、業務開始前の早い時期に指名競争入札を実施できないか検討してください。